

香川県報



第 71 号

平成 16 年

9 月 7 日（火曜日）

目次

告 示

香川県議会定例会の招集

（政 策 課）

一

平成十六年度香川県商圏調査の実施

（経営支援課）

漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出

（水 産 課）

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請

（県民参画課）

二

公安委員会規則

●香川県警察警備実施規則の一部を改正する規則

監査委員公表

監査結果の公表（二件）

告 示

香川県告示第六百二十号

平成十六年九月十四日午前十時香川県議会定例会を高松市番町五丁目香川県議会議事堂に招集する。

平成十六年九月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第六百二十一号

香川県統計調査条例（昭和二十四年香川県条例第四十五号）の規定に基づき、平成十六年度香川県商圏調査（以下「調査」という。）を次のとおり実施する。

平成十六年九月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

県内の市場構造及び消費購買動向の実態と変化を把握し、地域経済に関する基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の期間

平成十六年九月十日から同月三十日までとする。

三 調査の対象

香川県内の公立小学校（以下「小学校」という。）の五、六年年の児童を構成員に持つ世帯のうち、知事の選定する世帯を対象に行う。

四 調査事項

次の事項を県下百六十六の単位調査区ごとに調査する。

- 1 対象世帯の状況
- 2 商品別（二十品目）の買物場所
- 3 買物場所別（十四種類）の利用状況
- 4 サービス別（八種類）の利用状況
- 5 調査の方法

調査は、留置調査法によるものとし、調査票の配付は小学校を通じて行い、回収は専用の封書による郵送にて行うものとする。

香川県告示第六百二十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調査書を平成十六年九月七日から同月二十一日まで内海町漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十六年九月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

- 小豆郡内海町福田甲五二三番地 丸川 計広
- 小豆郡内海町吉田甲一八二番地 岡植 保高
- 小豆郡内海町当浜甲二六三番地 来嶋 博
- 加入区の名称
- 福田加入区
- 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
- 内海町漁業協同組合

公 告

香川県公告第四百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年十月二十六日まで縦覧に供する。

平成十六年九月七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十六年八月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人障害者在宅就労サポートZe. R O
川田 英司
- 三 綾歌郡国分寺町国分二二三七番地
定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、コンピュータ等情報機器やＩＴ（情報技術）の活用による在宅就労支援等、障害者の社会参加や自立を支援するための様々な事業を行い、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

香川県警察警備実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年九月七日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十四号

香川県警察警備実施規則の一部を改正する規則

香川県警察警備実施規則（平成十二年香川県公安委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「四国管区警察局長」を「四国管区警察局長香川県通信部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員公表

香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年9月7日

監査対象部局	健康福祉部（病院事業会計）	香川県監査委員	鎌 田 守 伸
1 監査対象年度	平成15年度	同	同
2 監査の概要	同	同	同
3 監査対象機関	津田病院 白鳥病院 丸亀病院	同	同
監査年月日	平成16年7月14日	同	同

がん検診センター 平成16年7月15日

中央病院 "

県立病院課 平成16年7月16日

4 監査の結果

事業の運営及び予算の執行については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 通勤手当の支給について

通勤手当の支給に当たり、出張、休暇、欠勤等のため月の初日から末日まで1日も通勤しないときは、その月分は支給されないにもかかわらず、誤って支給しているため、返納させる必要がある。(中央病院)

イ 行政財産使用料の徴収について

病院内の施設に係る使用料の徴収に当たり、使用面積の増加に伴い使用料が変更になっているにもかかわらず、正しく調定されていないものが見受けられるので、正当額との差額分を追徴する必要がある。(中央病院)

(3) 検討指示事項

ア 患者未収金の解消について

患者自己負担分医療費にかかる未収金は相当額になっている。このため、未収金の解消及び発生防止に向けた検討を必要とする。(県立病院課)

香川県監査委員公表第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成16年9月7日

香川県監査委員 鎌田守恭

同 名和基延

同 石川 稗 治

同

水道局

1 監査対象部局 水道局

2 監査対象年度 平成15年度

3 監査の概要 監査対象機関

県営水道事務所

水道局

4 監査の結果

事業の運営及び予算の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

監査年月日 平成16年7月14日

平成16年7月16日

平成十六年九月七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています